

黒部まちづくり協議会 新規事業申込時の確認事項

1. 定款に記載された事業目的に沿っていること。

※定款

(目的)

第3条 この法人は、市民一人ひとりが知恵を出し合い、参加するまちづくり活動を推進し、自然豊かで個性あふれる魅力的なまちをつくり、もって地域の振興と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動として、まちづくりの推進を図る活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) まちづくりに関する企画・調査・研究などの活動
- (2) まちづくりに関する研修会、講習会及びイベントの開催
- (3) まちづくりに関する情報の収集・発信
- (4) 他の市民団体や公的機関との協力・連携及び提言
- (5) 黒部市の指定管理者として黒部市勤労青少年ホームを管理する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2. 会員が団体を立ち上げようとする時は、設立年月日、事務所所在地（連絡先含む）、団体名、代表名、メンバー表、活動分野、活動区分、団体の目的等、を記載した活動団体登録申請書と年間活動計画、年間予算申請書を提出すること。
3. 団体のメンバーは協議会の会員であること。
4. 団体の承認は、運営委員会で決定するが、初年度はトライアル事業とし、正式には総会で承認する。